

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

## 奈良県公安委員会規則第6号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第11号中「又は搭乗型移動支援ロボットの実証実験」を「、搭乗型移動支援ロボットの実証実験又は遠隔型自動運転システムの実証実験」に改める。

別記様式第21号中「第37条の2第1項」を「第37条の2の2第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。